

多可町一日ひと褒め条例

多可町議会議事務局長 多方 初

兵庫県多可町は「多可町一日ひと褒め条例」を制定した（条例第22号として平成30年12月26日公布、平成31年1月1日施行）。

元気で明るく心豊かなまちづくりを目指し、町民らが家族や友人、職場の同僚らの良い点を見つけ、言葉で伝え合うことで地域活性化を目指すとしている。

1 はじめに

多可町は、平成17年11月1日に中町・加美町・八千代町の3町が合併して誕生した町です。兵庫県の東播磨地域の北内陸部に位置し、阪神間から高速道路を使い1.5〜2時間の位置にあります。地勢は、東西13km、南北27kmで、総面積185・19km²と広く、うち80%を山林が占めています。気候は、総じて春・夏、昼・夜の寒暖差が大きく、地域的にも町北部と南部では冬場の降雪量に大きな差があります。

町は酒米の王者と呼ばれる「山田錦」の発祥のまち、旧加美町では凍り豆腐（高野豆腐）の生産も行われてきました。また、室町時代から江戸時代にかけて全国で〇〇杉原、△△杉原と称する和紙が生産されましたが、その起源となった杉原紙発祥のまちであり、現代では「お年寄を敬う村の休日」が全国に波及し、国民の祝日として制定された「敬老の日」発祥のまちでもあります。人口は2万7222人（平成31年3月31日現在）で、少子化・若者の転出による急激な人口減少が最大の課題と言えます。殊に平成30年中は、人口の約2・3%に当たる約500

人の人口減となりました。

【参考】人口と高齢化率の推移

調査年月日	人口	高齢化率
平17・11・1	2万5千197人	24・69%
平25・12・31	2万2千719人	30・47%
平29・12・31	2万1千367人	34・12%
平30・12・31	2万885人	35・07%

2 条例制定に至った背景と経緯

好景気と言われる日本の中で、本町は前述のとおり少子高齢化が進み、若者の流出が続く状況で、基幹産業である先染め織物「播州織」の長期低迷など、多可町の平均所得は県

下41市町中下から5番目、町財政も非常に厳しい状況にあります。お世辞にも「明るい未来」とは言えない状況です。

こうした中、ふるさとの商工業を担う若者で構成する商工会未来創造実践部では、まちを明るく健全で活気あるものになりたいと考えていました。一方、町議会では、「開かれた議会」を目指しながら、その具体策を研究・模索していました。

この両者の思いを、商工会会員でもある町議会議員が仲立ちする形で、平成26年11月11日に「第1回多可町議会と多可町商工会未来創造実践部との意見交換会」が開催されました。内容は、全体会での議会報告と意見交換でした。

そして、第2回目からは、参加者の積極的な意見を促すため、双方から数名ずつの班に分かれて、ワークショップの形式で実施しました。テーマは「地元雇用を増やすためには」でした。やはりこのテーマの解決策として出される意見は、「企業誘致、事業所の活力増進、新規創業の促進、インフラ整備、Ｉターン・Ｕターン者の確保」などでした。双方で議題に挙げ検討しましたが、どれをとっても巨額の資金を必要とするものや、具現化が困難なものでした。

その後、未来創造実践部は役員改選、また

議会は議員選挙もあり、平成30年2月15日に第3回の意見交換会が開催されました。ここでのテーマは「議会と多可町商工会未来創造実践部が協働して条例制定を」と視点を変えたものでした。未来創造実践部から以下のA～Dの4つの表題案と内容や趣旨が提案され、班ごとに4案について協議、全体会で協議した内容と結果を発表し、検討の結果D案の「一日一褒め条例」に決定しました。

表題案

A案 全町民生涯現役宣言

B案 杉原紙を使って大切な人に気持ちを伝えよう条例

C案 「知って、考えよう、認知症」のこゝろと条例

D案 一日一褒め条例

そして、同年6月11日「一日一褒め条例」をテーマに第4回意見交換会が開催され、褒めることによる人間関係・社会関係への効果や課題などを話し合いました。議会、未来創造実践部がそれぞれの立場で、内容を協議することとし、それをまとめる形で議会が条例案（草案）を作成することとしました。

本条例案の作成に当たっては、未来創造実践部の担当役員と議会事務局で検討しては、部会や議会運営委員会で協議・調整するの繰り返しでした。同年12月にパブリックコメント



全体会での協議の様子

ト実施を経て、同月26日に委員会発議として上程、可決しました。施行日は、心新たにの意味も込め平成31年1月1日としました。

3 条例内容・設計の解説

本条例は、発案当初は「一日一褒め条例」でしたが、草案作成の段階で、「一日に一度は人を褒める又は感謝の気持ちを伝えることにより、互いの心を尊重し、明るく前向きな

活力ある社会を築く」ねらいで、「一褒め」の部分を広義にとれるようあえて「ひと褒め」に改め、「二日ひと褒め条例」としました。

また、この条例に込められた願いが住民等に理解されやすく、馴染みやすくすくするために、前文の前段で、情報通信技術の発達とともにその弊害など、現代の社会情勢を具体的に挙げ、同時に本来人間が持っている言葉の素晴らしさをうたいました。

また、後段では、元来多可町は、全国に先駆け「敬老の日」を提唱した優しい心を持っている町であることを再度認識し、各主体の役割を条立てで明記することにより、本条例を誰もが実践する指針にできるようにしました。

(1) 目的

前文で条例制定の趣旨をうたいこみ、第1条では、各主体の取組により「互いの心を尊重し、明るく前向きな活力ある社会を築く」という目的を明記しています。

(2) 住民等の役割

この取組には、多可町の住民だけでなく、町内の事業所・学校に通勤・通学されている町外の方にも広く参画いただく意味で「住民等」として定義し、日頃生活する中で、他の人の良い言動や成果などを見つげ出し、称賛

や感謝の気持ちを伝えることとしています。

(3) 事業所の役割

事業所の役割には、第一義的には事業の進展、業績の向上があり、そのためには、事業経営者はもちろん従事者も仕事へのやる気を持ち、そして満足感を得ることが大切です。

そのためにも事業経営者、従業員同士が職場環境の改善につながる言動を見つげ出し、称賛することで、互いにやる気を助長し、人間関係・職場環境を改善することとしています。

(4) 町の役割

本来「町の責務」と明記するのが一般的かと思いますが、住民等に自らが主体・主役となつて取り組んでいただくことが最も大切なことから、住民等や事業所と同レベルの「役割」としました。

町は、住民等や事業所の取組を支援すること及び意識の啓発、啓蒙に努めることとしています。

4 条例を基にした取組

本条例は、褒めることにより人と町を元気にする理念条例ですので、大きな予算は用意していません。

しかし、若手事業家の商工会未来創造実践



卓上ポップ

部と町議会の協働で作案、議員提案の形で定め、一月一日施行としたことにより、とかく官庁先行になりがちな理念条例も、企業関係者等や自治会長の年頭の会などでも早速に式辞やあいさつに多く取り入れられ、懇談でも話題になっていました。みなさんからは、「実践したい」との声が聞かれました。

また、学校でも先生から子供たちに分かりやすく説明いただき、実践していただいているようです。

町は、議会広報紙に条例の全文と趣旨を掲載、PRする卓上ポップを役所に設置、そして、町長・議長はあいさつの中に本条例のことを必ず入れるなど、大きな予算をかけずに啓発しています。

5 課題と今後の展望

本条例については、賛同の声を多くいただいています。併せて

・人の良い点を見つげ出すのが難しい

・見え透いた「褒め」は逆効果
 ・褒め方が分からない、難しい
 などの声もあります。

今後は、「褒める」をテーマにした講演やイベントの開催、賛同事業者の指定など、関係行政機関や民間団体に協力を求めていきます。

6 おわりに

この執筆の話をいただき、議長と議会運営委員長に「原稿を作るのは大変です」と言ったところ、お二人とも「局長は文章作るの上手やん」とおっしゃいました。おだての言葉とは分かっていても「じゃあ、書いてみようか」という気になりました。一日ひと褒め条例の実践です。

●第50号（2017年8月発売） 定価（本体1,150円＋税）

・第50号記念特別企画 自治体職員に求められる法務能力とは

これからの自治体職員に求められる法務能力
 自治体職員の法務能力—イロハ
 自治体法務の思考様式
 法廷からの自治解釈権
 ミッションを実現する力—政策法務
 法に明るい職員になるために！
 政策法務能力の向上を目指した職員研修について

・特集 若者の力を活かしたまちづくり

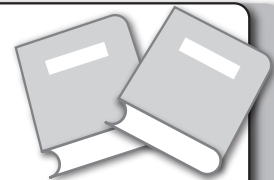
地域子ども・若者の力を活かしたまちづくり
 地域おこし協力隊の成果と外部人材の活用
 ふるさとワーキングホリデーについて
 山形県遊佐町 遊佐町少年町長・少年議員公選事業
 福井県鯖江市 鯖江市役所JK課プロジェクト
 高知県高知市 こうちこどもファンド
 湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例
 金沢市における学生のまちの推進に関する条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

愛荘町住民投票条例
 富岡町震災遺産保全等に関する条例

・トピックス

ヒトのグローバル化と法的整備（第1回）
 地方自治法等の一部を改正する法律の概要
 第7次地方分権一括法の解説



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール（通話料無料）TEL：0120-953-431 Web URL：https://gyosei.jp
 受付時間：月～金 9時から17時 FAX：0120-953-495 社外